

## オホーツク地域海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

### （目的）

第1条 この協議会は、オホーツク地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的とした連絡調整会議として設置する。

### （名称）

第2条 この協議会は、オホーツク地域海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

### （構成）

第3条 協議会は、別表1に定める構成機関をもって構成する。

### （議題）

第4条 協議会の議題は、次のとおりとする。

- （1）海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること
- （2）海岸漂着物対策に係る普及啓発に関すること
- （3）海岸漂着物対策の推進に関する情報共有、連絡調整
- （4）海岸漂着物等の対策に係る連絡調整、その他必要な事項

### （会議の開催）

第5条 協議会に座長を置き、オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。

2 協議会は、座長が招集するものとする。

3 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者を会議に出席させることができる。

### （事務局）

第6条 協議会の事務を処理するため、オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

### （見直し期限）

第7条 本会議は、平成28年5月12日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要綱は、平成28年5月12日から施行する。